

輝く！農林漁業を支える人材発掘事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

農林漁業では、生産者の高齢化や後継者不足により担い手の減少が進んでおり、担い手の確保、特に将来を担う若年層の農林漁業への参入促進が強く求められている。一方、農林漁業は独立自営のイメージが強く、一般的な会社就職と比べて若者にとって心理的なハードルが高い状況にある。

今後、農林漁業を「就職先の一つ」として捉えるイメージを広げ、心理的ハードルを下げるため、アニメーションや著名人等を起用した「農林漁業」の魅力を発信する動画、および動画と連動したランディングページを作成し、動画の視聴から行動へと自然に誘導することで、農林漁業を支える人材の確保につなげる。

作成した動画およびランディングページについては、県が所有するSNSでの発信や県が指定する Web サイトへの掲載、県が行う農林漁業人材の獲得に向けたプロモーション活動に広く利用する。

2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 輝く！農林漁業を支える人材発掘事業
- (2) 事業内容 別添「輝く！農林漁業を支える人材発掘事業仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
- (4) 予算限度額 20,200 千円(消費税および地方消費税を含む。)

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 審査会の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 審査会の日において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)(が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)(または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。
- (7) 過去3年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

4 プロポーザル審査の手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表	令和8年7月22日(水)
② 質問受付期間	令和8年7月22日(水)～7月28日(火)17時
③ 質問への回答	令和8年7月29日(水)
④ 参加申込期間	令和8年7月22日(水)～7月29日(水)17時
⑤ 参加資格の結果通知	令和8年8月5日(水)
⑥ 企画提案書提出期限	令和8年8月14日(金)17時
⑦ 審査会	令和8年8月下旬
⑧ 契約締結	令和8年9月上旬

(2) 質問の受付および回答

次のとおり質問を受付し、回答する。

① 受付期間 令和8年7月22日(水)～7月28日(火)17時

② 提出場所 「5 問い合わせ先」に同じ

③ 提出方法 質問書(様式1)により、電子メールにより送信すること。

なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：nourinbu@pref.fukui.lg.jp

④ 回答方法 令和8年7月29日(水)17時までに、福井県農林水産部政策推進グループのホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

次のとおり参加申込書(様式2)を提出すること。

① 提出期限 令和8年7月29日(水)17時(必着)

② 提出書類

提出書類	部数
○輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2) ○企画提案参加資格誓約書(様式3)	1部
○履歴事項全部証明書 ○過去の同種案件の受託実績がわかるもの(契約書の写し等) ○企画提案参加事業者の概要・事業内容・運営体制等が分かる書類(会社案内等) ○直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し ○県内に事業者を有する者は県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書	1部

③ 提出先 「5 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法 電子メールによる。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、提出後における企画提案書等の追加および変更は認めない。

(4) 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年8月5日(水)17時までに電子メールにて通知する。輝く！農林漁業を支える人材発掘事業公募型プロポーザル参加申込書(様式2)を提出した者のうち、参加資格

要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を提出すること。

① 提出期限 令和8年8月14日(金)17時までとする。(必着)

② 提出書類 以下のとおり

提出書類	部数
○企画提案書(任意様式) 別添「輝く！農林漁業を支える人材発掘事業仕様書」を満たす内容とし、以下の項目については必ず提案書に記載すること。 なお、記載に当たってはアからキの順に記載すること。 ア 業務運営体制について イ 動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールについて ウ プロモーション活動から生じる効果についてのKPI (動画の再生回数およびランディングページの閲覧者数についてのKPIは必ず記載すること。) エ 起用可能なアニメーションや著名人等の候補について オ 作成する動画およびランディングページの内容や創意工夫について (提案内容のイメージを明確にするため、動画については主要なシーンの絵コンテを数枚、ランディングページについてはワイヤーフレームを作成すること。なお、表現は簡易なもので差し支えない。) カ 動画の広告・宣伝地域、方法について キ 動画の広告・宣伝の効果や創意工夫について	1部
○経費見積書(内訳含む) ・項目、数量、単価、金額、税等を明らかにすること。 ・費用の総額は「輝く！農林漁業を支える人材発掘事業に係る公募型プロポーザル実施要領2の(4)」に定める予算限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって見積額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	1部

③ 提出先 「5 問い合わせ先」に同じ

④ 提出方法 電子メールにより提出すること。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

なお、提出後における企画提案書等の追加および変更は認めない。

⑤ 留意事項

- ・企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等のデータは削除しない。
- ・提出された企画提案書等のデータは、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・応募多数の場合、事前に書類審査をすることがある。

(6) 審査会

① 日 時 令和8年8月下旬予定

実施時間等の詳細は別途通知する。

② 場 所 福井市内

③ 持参資料 審査員用の提出資料は、事務局で準備するため不要とする。
なお、当日の追加資料は認めない。

④ 実施方法 プレゼンテーション 15分以内
質疑応答 10分以内

① そ の 他 公正な審査の妨げの恐れがある行為を行った場合は、参加資格を失う。

(7) 審査方法

① 下記の評価項目に従い、提出書類およびプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

審査項目		審査の観点
I. スケジュール、目標設定		
1	農林漁業を支える人材の確保に向けた動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュール	・農林漁業を支える人材の確保に向けた動画、ランディングページの作成および作成した動画を使用したプロモーション活動の実施スケジュールは妥当なもの認められるか。
II. 企画・構成		
1	農林漁業への参入意欲を高め、県内の農林漁業を支える人材を確保するためのアニメーションや著名人等を起用した動画(YouTube)作成	・県内外の多くの若い世代の注目を集める、発信力のあるアニメーションや著名人等を起用できるか。 ・作成する動画(YouTube)の内容は、農林漁業への参入意欲を高め、県内の農林漁業を支える人材の確保に向け、継続的な効果が期待できるか。 ・アニメーションや著名人等については、普段、農林漁業との関りが無い方にも興味を持ってもらえるよう選定しているか。 ・作成する動画には十分な発信力と宣伝効果があるか。また、ターゲットに効果的に訴求できる工夫などを行っているか。 ・作成する動画は、話題性および視聴意欲の向上を図る工夫がされており、高い再生回数が期待できる内容であるか。 ・撮影時に、ロケ先等の関係機関との調整などを円滑に実施できるか。
2	作成した動画を使用した効果的な広告・宣伝	・動画の広告・宣伝を、効率的かつ効果的に実施できる工夫がされているか。 ・動画の広告・宣伝は、ランディングページへ誘導し閲覧者数を増加させ、県内の農林漁業を支える人材の確保に繋がるか。 ・動画の広告・宣伝は、話題性を生み出す工夫がされており、再生回数の継続的な増加が期待できるか。 ・設定されたKPIは妥当であるか。(動画の再生回数およびランディングページの閲覧者数についてのKPIは必ず記載)
3	農林漁業を支える人材確保に特化したランディングページの作成	・農林漁業への理解を深め、ターゲット層の参入検討および相談行動につながる工夫などは行っているか。 ・デザイン性に優れたページを作成し、農林漁業の魅力を十分にPRできるか。

4	自由提案	・独自の提案であり、その内容が優れたものであるか。 ・福井県独自の内容になっているか。
III. 趣旨・目的の理解、業務遂行能力、経費積算内訳		
1	趣旨・目的の理解 業務遂行能力 経費積算内訳	・本事業の趣旨、目的を理解した提案内容であるか。 ・業務に対し、積極的に取り組む意欲があり、業務を確実に遂行できる組織体制であるか。 ・見積書の積算額が上限以下であり、経費内容が妥当か。

- ② 委託候補者の選定については、審査会において総合的に評価し、最も優れた者を委託候補者とする。なお、委託候補者が辞退した場合は、次点の者を委託候補者とする。
- ③ 選考結果については、全ての本プロポーザル参加者に対し、代表者(担当者)宛電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(8) 契約の締結

審査の結果、選定された委託候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、委託候補者の選定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

(9) 委託料の支払

受託者は別添委託契約書に規定する検査に合格した後、委託料の支払を福井県に請求するものとし、福井県は、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

5 問い合わせ先

福井県農林水産部政策推進グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0416

E-mail nourinbu@pref.fukui.lg.jp